

## 農業生産組織化に係る行政,農協の役割

誌名	農林業問題研究
ISSN	03888525
著者	山根, 秀夫
巻/号	25巻2号
掲載ページ	p. 68-74
発行年月	1989年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



## 〈研究ノート〉

## 農業生産組織化に係る 行政、農協の役割

### —山口県における土地利用型 農業生産組織を事例として—

山根 秀夫

#### 1. はじめに

今日、わが国農業をめぐる内外の社会経済情勢は厳しく、そのため農業生産において生産費の節減を図る方法として、農家の個別的対応による経営・生産・作業等の規模拡大とともに、共同化、集団化という組織的対応による生産・作業規模の拡大に大きな期待が寄せられている。

そして、農業生産組織数は、農林水産省が調査を始めた昭和43年以降増加し、60年は51,498組織と、55年に比べて23%増加している。今後も農業をめぐる客観情勢の変化、農業政策の在り方、組織内部の人的・経営の状況の変化等を通じて、各地で多様な農業生産組織が展開されていくものと理解される。なかんずく、米を初めとするあらゆる農産物の過剰時代にあって、当面の農業政策の主要課題として、水田利用の再編対策が推進され、団地化転作として具体化されていくなかで、集团的土地利用、更にブロック・ローテーション等による水田の合理的利用を図るうえで、1集落または数集落ぐるみで、土地利用型の農業生産組織を組織し、効率的に管理運営していくことが肝要になっている。

ところで、農業生産組織が成立、存続するためには、まず、組織管理主体が組織管理機能を効率的に達成しなければならない。それは第1に、共同組織が構成員農家の経済活動を代行し、または補完する事業活動に関して、組織化純益をより増大させ、安定化し、さらにそれをより公正に分配するために、共同組織が担当する生産・流通・組織・経営管理の活動方法に関して、「革新」的方法を企画する機能である。第2は、その革新的活動と、そのために必要な構成員農家の組織への協力と、得られる利益に関する情報を農家に伝達し、農家間の利害を調整して、組織活動への意志決定と危険負担に参加してもらう、いわゆる合意形成機

能である。第3は、企画された事業活動を「執行」する機能である<sup>1)</sup>。高橋正郎氏は第1の機能を「仕掛人」機能、第2の機能を「まとめ人」機能と呼んでいる。

山口県農業の場合、瀬戸内工業地域を中心に、農村周辺の労働市場が成熟していることから、2種兼業が深化している（昭.60、山口県72.1%、全国68.0%）。そのため農業専従者のいない農家が68.0%（全国62.3%）に達し、60才未満の男子専従者（中核農家）のいる農家はわずか7.6%（全国19.8%）にすぎない。また、中核農家のいる農業集落は58%、農業集落当たりの中核農家数は1.5戸、そして基幹的農業従事者のうち女性比が56.6%（全国49.4%）、60才以上比は57.3%（全国36.4%）となっており基幹的農業従事者の女性化、高齢化が進行している。そのため集落の仕掛け人＝「仕掛人」機能も、「まとめ人」機能も、ともに果たすべき人材が集落内に残留していない場合が多い。このことが農業生産組織の成立、存続の制約要因となっており、そこで市町村、農業改良普及所及び農協の役割が非常に重要になってくる。

したがって、本稿では、行政、農協の農業生産組織化に対する役割に焦点を合わせ、山口県における土地利用型農業生産組織のうち、集落規模あるいはそれ以上の規模で複数の共同事業を行っている全組織（70組織）<sup>2)</sup>を調査対象として実態調査を行い、その調査結果から若干の考察を試みるものである。

#### 2. 調査結果

##### (1) 農業生産組織化に係る行政の役割

###### ① 組織化と指導事業

農業生産組織という用語が、学会及び行政の場において使われ始めたのは昭和40年以降である。山口県が40年以降実施してきた農業生産組織の育成、指導に係る組織化施策（事業主体は、主として県、市町村及び農協）を、昭和47年の農林水産省統計情報部による農業生産組織の統計上の定義を参考にしながら整理すると表1-1の通りになる。

農業生産の組織化施策として実施してきた推進事業は、昭和40年代前半では43年から始まった集団生産組織育成対策事業を中心に、組織の中核となる農家の研修、育成及び組織の生産活動の促進、栽培管理体制の整備強化（研修、営農設計、管理運営、記帳等）に対して助成を行い、組織全体としての生産性の向上を実現しようとするものであった。ついで、40年代後半からは、48年の高能率集团的生産組織育成対策事業を中

表1-1 生産組織の育成に係る指導事業

年度	事業名	事業目的
昭和40年～	水稲集団栽培パイロット事業（国）	水稲の集団栽培の促進を図る。
“ 41年～	米穀生産近代化推進事業（県）	水稲の集団栽培の促進を図る。
“ 42年～	稲作総合対策事業（国）	主要稲作地帯において、稲作改善に必要な調査を行い、営農に即した集団栽培方式による総合改善計画を樹立。
“ 43年～	集团的生産組織育成対策事業（国）	農業生産組織の未済や、既存地区の中からおおむね10ha以上のところを選定し、濃密な指導を行い、農業生産組織の育成と強化拡充を図ることを目的としている。
“ 45年～	広域営農団地管理者養成事業（国）	広域営農団地の適正、合理的運営に資するための管理者養成を目的としている。
“ 46年～	農業機械導入利用診断事業（国）	農業生産組織が導入している水稲及び麦作機械化一貫体系の利用診断指導を行う。
“ 48年～	高能率集团的生産組織育成対策事業（国）	高能率農用機械による農作等受託、共同利用、協業などの高能率集团的農業生産組織の育成を目的とする。
“ 48年～	農業団地特別指導事業（国）	農業団地育成のための、生産組織の推進者であるマネージャーの育成を図る。
“ 50年～	地域農業経営育成指導事業（国）	個別経営、生意組織間の組織化、経営補完関係の確立。
“ 51年～	高能率集団営農推進対策事業（国）	高能率な営農集団による土地利用型農業の推進を助成。
“ 51年～	地域農業組織化推進対策事業（国）	農業者の組織化、経営間の相互補充関係の促進を、農協等の営農活動を通じて推進する。
“ 52年～	高度麦作集団育成事業（国）	農協組織による麦作団地の指導促進対策を講じ、高能率な麦作集団育成を図る。
“ 55年～	地域農業組織総合指導事業（国）	集落リーダーの育成を図るための研修の実施。
“ 58年～	地域農業集団育成事業（国）	土地利用型農業の規模拡大と、生産性の向上を図るため、地域農業集団を広範囲に育成し、集落営農の確立を図る。

注1) 山口県農林部の予算書及び監査資料より作成。

表1-2 生産組織の設立と行政指導

組織数		設立の動機と行政指導		行政指導と設立の成否		
		行政指導が組織設立の動機	組織設立に行政指導はうけなかった	行政指導があつてはじめて組織の設立が可能	行政指導はあつたが、組織の設立に直接関係はない	行政の指導は、なくて設立
実数	66	63	3	48	15	3
構成比(%)	100.0	95.5	4.5	72.8	22.7	4.5

注1) 山口県における集落規模、あるいはそれ以上で複数の事業を行っている土地利用型の農業生産組織は、山口県普及教育課の調査では70組織（昭和62年8月現在）である。70組織を調査対象としたが、調査可能であったのは66組織である。

心に、大型トラクター、コンバイン、ライスセンター等の高能率農用機械・施設の共同利用、農作業受託を中心とした高能率な営農集団の育成事業へと移行していった。また、農業団地特別指導事業(48年)は、生産組織のマネージャーの育成を目的としたものであり、そして地域農業組織化推進対策事業（51年）による、

生産組織間の組織化、異なる経営間の相互補完関係の促進等、各種の事業を実施してきた。50年代後半に入ると、地域農業集団育成事業(58年)の実施によって、土地利用型農業の規模拡大と、生産性の向上を図るため、地域営農集団を広範囲に育成し、集落営農の確立を図るための施策へと移行していった。

組織化事業と組織化対応を、実態調査結果によってみると、農業生産の組織化動機としては、農業改良普及所、市町村等行政の組織化指導にあったとする組織が95.5%を占めている。そして、行政の組織化指導を受けることによって組織の設立が可能となったとする組織が72.8%に達している。今日、農村・農業構造の等質性がくずれ、農業生産に対する関心・要求や経営の展開方向に対する農家の考え方は多様化し、地域農業の構成員の全てを含めた相互の連携協力の関係はつくりにくい状況が生まれている<sup>3)</sup>。したがって、多様化した農家の関心や要求をどのように統一していくかが課題なのであり、農業生産組織化を図るうえで行政の組織化施策の果たしている役割は重要であると考えられる。

なお、三隅町は、山口県の西北部、北浦沿岸の中央部に位置し、北長門海岸国定公園の一部を形成し、下関市に約85kmの距離にある。この町は、昭和50年から水田のは場整備に取り組み、62年現在、水田の約80%が整備され、山口県では最もは場整備の進んでいる町である。そして、整備水田を軸に土地利用型農業の再

編を図るために全町を7農区に分けた農区制度を設定し、集団的土地利用に取り組み、山口県では農業生産の組織化が最も進んでいる町と言っても過言ではない。しかし、農業者の自主的な合意形成によって組織づくりがなされたのではなく、三隅町の行政誘導によるところが大きく、三隅町長の言によると、「兼業の深化とともに、ほとんどの農家が農業生産に対する意欲を失っている現状にあって、100年待っても農家自身による地域農業の組織化、集団化の合意形成は困難な状況にある」との認識の下に、三隅町は国、県の施策を前向きに受けとめ、町行政の強力な支援、助成によって土地利用型農業の組織化を促進している。

## ② 組織化と補助事業

山口県が昭和40年以降実施してきた組織化施策のうち、農業生産組織の設立、存続に直接的に係るところの農用機械・施設等の導入に対する補助事業を、年次別に整理すると表1-3の通りになる。

農業生産組織の設立、存続に直接的に係るものと理解される組織化施策は、昭和40年以降、高度集団栽培促進事業（40年）、準高度集団栽培促進事業（42年）、

表1-3 生産組織の生産設備に係る補助事業

年度	事業名	事業目的
昭和40年～	高度集団栽培促進事業（国）	は場整備済で20ha以上の地区に高能率の農用機械を導入し、生産性の向上を図ることを目的としている
“ 42年～	準高度集団栽培促進事業（県）	稲作地域で比較的是場整備が進み、かつ集団方式に強い意欲を有する地区に、中型の農用機械を導入し、高度栽培の普及を図ることを目的としている。
“ 44年～	水田麦作団地育成事業（国）	麦作団地の近代化の促進。
“ 44年～	第2次構造改善事業（国）	本事業のなかの生産組織施設事業を通じて、農業近代化施設の整備を図るなど。
“ 46年～	米麦生産改善事業（県）	生産性の高い高能率な農業生産を行うため、稲作地帯の農業生産組織を対象に農用機械・施設の導入について補助する。
“ 52年～	地域農政特別対策事業（国）	地域農業の振興と組織化を図るために、地域内で話し合いを行う事業について補助する。
“ 52年～	高度麦作集団育成総合対策事業（国）	農協組織等による麦作集団の指導促進対策を講じ、高能率な麦作集団を育成する。
“ 53年～	単県転作促進特別対策事業（県）	本事業のなかの集団営農用機械・施設整備事業により、機械・施設の導入に対し補助する。
“ 54年～	地域農業生産総合振興事業（国）	本事業のなかの麦・大豆等生産総合事業及び転作促進特別対策事業により、転作を促進していくうえで必要な諸条件の整備を図るなかで、集団営農用機械・施設の整備を図る。
“ 58年～	良質米産改善対策事業（国）	本事業のなかの水稲生産組織育成対策事業により、良質米の計画的な生産体制の強化と高能率な生産集団の育成を図る。
“ 58年～	主要穀物等生産総合振興対策事業（国）	集団営農用機械の導入を補助する。

注1) 表1-1注1)と同じ。

表1-4 農業生産組織の設立、存続と補助事業

組織数		設立時における補助事業				設立後における補助事業		
		補助事業導入の有無		補助事業の導入と設立の成否		補助事業の導入と組織維持の成否		設立後は補助事業を導入していない
		あり	なし	導入により 設立が可能	導入はなくと も設立は可能	導入しないと組 織維持は困難	導入はなくても 組織維持は可能	
実数	66	57	9	52	14	35	11	20
構成比(%)	100.0	86.4	13.6	78.8	21.2	53.0	16.7	30.3

注1) 表1-2注1)と同じ。

表1-5 生産設備資金に占める補助金の割合別組織数

組織数		生産設備資金に占める補助金の割合別組織数					農業近代化資金 の借入組織数
		なし	29%未満	30~49%	50~69%	70%以上	
実数	49	1	3	13	29	3	47
構成比(%)	100.0	2.0	6.1	26.5	59.3	6.1	95.9

注1) 表1-2注1)と同じ。

2) 調査対象66組織のうち、生産設備資金の調査が可能であったのは49組織である。

第2次構造改善事業(44年)、地域農政特別対策事業(52年)等、各種のハード事業を中心に実施されてきた。これらのハード事業は土地基盤整備、農業近代化生産設備(農用機械・施設)の整備等を通じて、米麦の集団栽培組織の育成、作業の効率化、土地利用の高度化を図ることを目的に、生産組織に対して、トラクター、収穫機、乾燥調整施設等のハード部分を助成するものであった。そして、昭和54年からはじまった地域農業生産総合振興事業は、水田利用再編の目的を、麦、大豆及び飼料作物等重点作物の生産拡大を図ることにおき、それに必要な生産条件の整備を総合的に実施するものであった。

今日、土地利用型農業の確立、なかでも水稲及び転作作物の集団化によって生産費の節減、生産の安定化を図ることが課題となっている。しかしながら、山口県のようなⅡ兼農業地帯では、「兼業+水稲」という営農類型が主流となり、この流れによって稲作を基軸とした集落共同体は弱体化してきた。このような状況にあつて、組織化、集団化のための集家の合意形成は非常に難しくなっている。したがって、土地利用型農業の組織化に当たって、国、県の組織化施策が重要な役割を果たしていることは前項でも明らかにした通りである。しかし、組織化に係るソフト事業も、農用機械・施設等のハード部分を助成するハード事業とうまくかみ合うことによって土地利用型農業の組織化、集団化が促進されるものと考えられる。

このことを実態調査結果によってみると、農業生産

組織の設立時に、ハード事業を導入している組織が86.4%、そして、ハード事業を導入することによって組織の設立が可能であったとする組織が78.8%に達している。また、設立後においても53.0%の組織、つまり約半数の組織が設立後においても組織運営上、補助事業の導入を不可欠としている(表1-4)。ついで、トラクター、コンバイン、ライスセンター等生産設備資金の調達における補助金の役割を、生産設備の導入資金に占める補助金の割合によってみると、補助金が導入資金の50~60%を占めている組織が59.3%、70%以上の組織が、6.1%となっており、導入資金の50%以上を補助金が占めている組織が2/3にも達している(表1-5)。

以上のように、行政の補助事業によって農用機械・施設等のハード部分を助成するハード事業が、農業生産組織化にかかわる経済的要件として果たしている役割は大きいものと考えられる。

### ③ 組織化と制度資金

農業生産組織の事業活動を展開していくうえでの資金調達は、組織の設立、存続に直接的に係る重要な問題である。

なかでも生産設備の整備には、多額の事業資金を必要とすることからも、国・県等によるハード事業を導入することによって、事業資金負担の軽減が図られている。そして、不足する事業資金の調達には、多くの場合、制度資金が利用されている。

農業生産組織における資金調達の方法としては、構

表1-6 農業生産組織の種類と利用できる制度資金

農業生産組織の種類		任意組合	農事組合法人
農林漁業公庫資金	農地等取得資金	×	○
	構造改善推進資金	○	○
	総合施設資金	×	○
	農林漁業施設資金	○	○
	地域・主務大臣施設	○	○
	総合・共同利用	○	○
農業近代化資金		○	○
農業改良資金		○	○

注1) 楠本雅弘「制度資金の上手な利用法」『現代農業』第66巻第7号、農村文化協会より作成。

成員農家への賦課、一部の中心的構成員農家による調達及び組織自体による調達とに区分することができよう。そして、組織が制度資金の融資をうける場合、組織が法人格を有しているか、農事組合法人であるかによって、利用上の制限が加えられている。

山口県における農業生産組織は、ほとんど任意組合と農事組合法人である<sup>4)</sup>。そのため、その利用できる制度資金、なかでも農林漁業公庫資金、農業近代化資金及び農業改良資金の利用の可否は、表1-6の通りである。

実態調査結果によると、組織の設立時に、生産設備の整備を目的に制度資金の融資をうけている組織は

表1-7 生産組織の設立と制度資金

組織数		設立時における融資の有無		融資と設立の成否			設立後における融資事業		
		あり	なし	融資をうけることにより設立が可能	融資と設立とは直接関係ない	融資をうけなくても設立は可能	設立後も融資をうけている		設立後は融資をうけていない
							設立後も融資をうけないと組織維持が困難	融資はなくても組織維持は可能	
実数	49 (100.0)	53	13	41	11	14	33	9	24
構成比(%)	100.0	80.3	19.7	62.1	16.7	21.2	50.0	13.6	36.4

注1) 表1-2注1)と同じ。

表1-8 事業資金に占める制度資金の割合別組織数

組織数		制度資金の割合別組織数			
		10~29%	30~49%	50~69%	70%~
実数	49	3	35	7	4
構成比(%)	100.0	6.1	71.4	14.3	8.1

注1) 表1-2注1)と同じ。

2) 調査対象66組織のうち、事業資金の調査が可能であったのは49組織。

80.3%、制度資金の融資をうけることによって、設立が可能となったとする組織は62.1%、また、設立後も生産設備等の整備に要する資金調達のために制度資金を利用している組織が63.6%、加えて、組織設立後も制度資金の融資をうけないと、組織維持が困難であるとする組織が50.0%と半数に達している(表1-7)。そのため、生産設備等の事業資金のうち、制度資金による調達が30~49%を占める組織が71.4%、50~69%

表1-9 農業近代化資金における利子補給の事例

生産組織	償還内容								
	償還期間	償還金	元金	支払利息					
				計	自己負担	利息補給			
					小計	国	県	市町村	
H農事組合法人	昭和50~71年	30,638,532	21,548,000	9,090,532 (100.0)	5,110,777 (56.2)	3,979,755 (43.8)	1,389,556 (15.3)	2,037,705 (22.4)	552,494 (6.1)
K営農改善組合	昭和53~68年	18,527,376	13,014,000	5,513,376 (100.0)	3,350,621 (60.8)	2,162,755 (39.2)	806,771 (14.6)	859,181 (5.6)	496,803 (7.9)

注1) 表1-2注1)と同じ。

2) H農事組合は昭和45年に設立、K営農改善組合は昭和52年設立。

3) ( )は構成比。

を占める組織は14.3%、70%以上の組織が8.1%となっており、生産設備等の資金調達に、制度資金が果している役割は大きいといえよう(表1-8)。

ついで、制度資金のうち農業近代化資金の融資をうけている組織は95.9%に達している(表1-5)。したがって、国、県及び市町村による利子補給の実状を2事例によってみると、H農事組合法人では、昭和45年から61年までの17年間に、2,154万8,000円の融資をうけ、その支払い利息総額(償還期間50年~71年)は909万532円となっており、そのうち、国・県・村が397万9,055円を負担し、支払い利息総額の43.8%を利子補給している(表1-9)。また、K営農改善組合は、昭和53~60年までの8年間に、1,301万4,000円の融資をうけ、その支払い利息総額は551万3,376円(償還期間は54年~68年)で、そのうち、国・県・町が216万2,755円を負担し、支払い利息総額の39.2%を占めている(表1-9)。

このように、制度資金は構成員農家に対して負債利子負担額を軽減させるという組織化純益のほかに、補助金と合わさって、適期に適切な金額の投資と革新的技術の採択とを可能にし、それと結合する他の生産要素の生産性を引き上げるという組織化純益をもたらす、生産組織設立の誘因となっている。

(2) 農業生産組織化に係る農協の役割

① 経済事業による組織支援

農業生産組織は、組織事業として農用機械・施設の共同利用、共同作業、共同栽培、共同出荷、農作業受託、集団転作等に取り組んでいる。したがって、これら各種の事業活動に伴う出役、使用時間、販売代金の清算、借入資金の償還等に係る事務的業務、あるいは農用機械・施設等の導入資金の調達には、農林漁業公庫資金、農業近代化資金等の制度資金及び農協資金を約8割の組織で利用しており、融資をうけるための

書類作成等の事務的業務は、これを担当する構成員農家にとっては不馴れなこともあって、その負担は大きく、これらの事務的業務を農協が代行している例も見られる。例えば、下関市におけるN営農組合では、組織運営が軌道に乗るまでの5年間にわたって事務処理を、下関市農協が代行し組織の事務的業務の軽減を図っている。熊毛町の農業構造改善組合では熊毛町農協の建物の提供をうけ、組合の事務所と野菜の選果場として使用している。また、菊川町は、下関市に隣接し安定兼業が深化している町で、古くから防長米の産地でもある。この町では、麦の生産拡大を目的に主要穀物等生産総合振興指導事業を導入し、集落を基礎とした地縁的な麦作生産組合を町内を網羅する方向で育成、昭和63年現在14組合が組織され、集団転作の集団化、ブロック・ローテーション等に取り組み麦作生産の拡大に成果をあげている。そして、麦作生産組合における米、麦の乾燥調整には、菊川町農協が設置しているカントリーエレベーターが利用されている。

農業生産組織の事業活動としての共同栽培、農用機械・施設の共同利用等に要する肥料、農薬、種苗、燃料等の諸資材の購入は、調査結果からも明らかのように、ほとんどの組織が農協の購買事業を利用している(表2-1)。そして、組織が購買事業を利用することによるメリットとしては、(ア)購入代金の清算が弾力的、(イ)資材の計画的購入が可能、(ウ)必要な時にすぐ入手可能、(エ)気軽に利用でき、対応もはやい等、の諸点が指摘されている。

農業生産組織あるいは個別構成員農家の生産物の販売は、調査結果によると、すべての組織が農協の販売事業に依存している。そして、農協の販売事業を利用することによる販売労務の軽減、あるいは販売用輸送手段整備の回避等がメリットとして指摘できよう。一方、農協の販売事業を利用することによって(カ)生産物

表2-1 農協の各種事業と生産組織の利用状況

組織数	共同出荷している組織		農協の購買事業利用の有無						農協資金利用の有無		農協の営農指導の有無			
	小計	農協の販売事業利用の有無	利用している			利用していない	利用している	利用していない	指導をうけている			指導をうけていない		
			小計	利用メリットあり	利用メリットなし				小計	営農指導のメリットあり	営農指導のメリットなし			
実数	66	37	37	—	64	48	16	2	55	11	62	61	1	4
構成比(%)	100.0	56.1	56.1	—	97.0	72.7	24.2	3.0	83.3	16.7	93.9	92.4	1.5	6.1

注1) 表1-2注1)と同じ。

の販売を安心して委託できる、(f)価格形成等有利な販売が可能、(g)販売価格が安定している、(h)計画的出荷が可能である等、もメリットとしてあげている。

農業生産組織が事業活動を行ううえで、農協の各種経済事業を利用することによって経済的及び非経済的メリットを享受していることも、組織の設立、存続に係る要件を満たす一要因としての役割を果たしているものと考えられる。

### ② 指導事業による組織支援

農協の営農指導は、購買、販売、信用事業等の広義の経済事業と異なり、直接に経済的メリットを期待できるものではないが、調査結果からも明らかなように大部分の農業生産組織が営農指導をうけている。そして、新しい作目の導入、新技術の採用、農用機械施設の整備に伴う経済性の判断等の経営管理を効果的に果すうえで営農指導が果している役割は重要であり、営農指導のメリットを認めている組織が92.4%に達している（表2-1）。

このように、生産組織の成立、存続の要件を満たすうえにおいて農協の営農指導が果している役割は重要である。

## 3. むすび

今日の農業経営は、高度経済成長の過程で大きく変貌し、経営者不在の経営、基幹的農業従事者不在の経営、基幹的生産手段を欠く経営を大量に排出し、農業経営はいわゆる自己完結型の農業生産の担い手としての単位ではなくなっている。農業経営の存続と発展は、収支計算単位としての経済的側面と、技術上の合理化を追求する技術的側面との調整、統合がなされてはじめて可能となるのである。しかし、今日の農業経営においてはこの2側面の調整を経営内努力だけではもはやなしえない段階に達している。とくに、都府県の土地利用型農業にとっては基本的な問題となっている。したがって、経済的、技術的2側面の調整と統合を図るうえでの新しい担い手として、農業生産組織が果たす役割は今後も重要で、地域農業単位での仕組みそのものを変革することが課題となってきた<sup>9)</sup>。なかでも土地利用型農業を確立していくためには、生産費の節減、水田の分散的所有状況の解消、生産単位の拡大のための集団的土地利用の実現等という基本的な問題に取り組むことが肝要であり、この課題に対して土地利用型農業生産組織の果たす役割と意義は大きいものと考えられる。

さて、今日の農村・農業は、経営構造からみても、農家経済の構造からみても、非等質的な農家によって構成されている。そのため農業生産に対する関心、要求、経営の発展方向に対する農業者の考え方は多様化し、地域構成員のすべてを含めた相互の連携、協力の在り方が、農業生産組織の成立、存続に大きく作用するなかで、行政及び農協の積極的な助成、支援態様が、経済・社会的要件として係り、農業生産組織が構成員農家に対して提供する誘因（利益）の増大と安定化及び貢献（協力）の軽減をもたらすうえで、重要な役割を果たしているということは、実態調査の結果からも明らかである。

とくに、山口県農業のように農業構造が脆弱化、なかでも農業就業構造が脆弱化している地域農業の組織化、集団化を図るうえでの農家の合意形成は非常に難しくなっている。それ故、外部リーダーとしての行政及び農協等の支援、助成が果たす役割は重要であると考えられ、農業生産組織の成立、存続に係る行政及び農協の助成、支援態様を細部にわたって把握する必要があるものと考えられる。

むしろ、従来の研究成果からも明らかなように、農業生産組織の行政及び農協に対する適切な対応、組織内におけるコミュニケーションの統一を図るためのリーダーの役割とその資質、組織による活動成果の配分方法、マネージャー及び後継者の確保等の諸問題を解決することが、農業生産組織の成立、存続を図るうえでの重要な課題であることは、指摘するまでもないであろう。また、農業生産組織の組織化に対し、行政のソフト事業及びハード事業等が先行し、形式的な手続きだけの組織化では、構成員農家間のコミュニケーションの不足から、貢献の減退をもたらすことになり、組織の存続、発展を阻害することにもなりかねない点が指摘されているところである。したがって、これらの点についても農業生産組織の設立、存続を図るうえで充分考慮すべきことである。

注1) 頼平「地域農業再編と組織化の要件」『農業地域の再編と管理』明文書房、昭和56年、pp.105～110

2) 表1-2の注を参照。

3) 永田恵十郎「農業生産組織の今後の在り方」『農業生産組織の手引き』地球社、昭和57年、p.103

4) 農林水産省による昭和55年の調査では、山口県における農業生産組織は380、そのうち農事組合法人41(10.8%)任意組合324(85.3%)である。

5) 高橋正郎「地域農業の組織革新」農文協、昭和62年、p.174 (筆者・山口大学農学部)